

第1回山田町災害復興支援事業等検証委員会

日時：平成25年12月10日（火）10：00～

場所：盛岡市 岩手県庁 12階 特別会議室

1 開 会

(千葉商工企画室管理課長)

お待たせいたしました。ただいまから第1回山田町災害復興支援事業等検証委員会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております商工労働観光部商工企画室管理課長の千葉でございます。暫時進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして副部長の桐田からご挨拶を申し上げます。

(桐田商工労働観光副部長)

皆さん、おはようございます。商工労働観光部副部長の桐田でございます。本日は第1回目の委員会ということで、ありがとうございます。学識経験者としての委員であります田口先生と西出先生にはよろしくお願いいたします。

この委員会でありますけれども、県民の皆様への説明責任を果たすために、短期間ではありますが、丁寧で十分な議論を尽くしまして報告書という形でまとめてまいりたいと思っておりますので、皆様方の活発な質疑、ご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(千葉商工企画室管理課長)

それでは、続きまして検証委員会設置後、最初の会議でございますので、お手元の名簿、五十音順になってございますが、委員の皆様をご紹介させていただきます。

岩渕伸也委員でございます。

(岩渕委員)

岩渕です。よろしくお願いいたします。

(千葉商工企画室管理課長)

小原博委員でございます。

(小原委員)

小原でございます。よろしくお願いいたします。

(千葉商工企画室管理課長)

菊池優太委員でございます。

(菊池委員)

菊池です。よろしくお願いいたします。

(千葉商工企画室管理課長)

先ほどご挨拶申し上げました桐田教男でございます。

(桐田委員)

よろしくお願いいたします。

(千葉商工企画室管理課長)

五月女有良委員でございます。

(五月女委員)

五月女でございます。よろしくお願いいたします。

(千葉商工企画室管理課長)

田口典男委員でございます。

(田口委員)

田口です。よろしくお願いいたします。

(千葉商工企画室管理課長)

寺本樹生委員でございます。

(寺本委員)

寺本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(千葉商工企画室管理課長)

西出順郎委員でございます。

(西出委員)

西出でございます。よろしくお願いいたします。

(千葉商工企画室管理課長)

続きまして、事務局でございますが、雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、高

橋宏弥でございます。

(高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長)

よろしくお願いいたします。

(千葉商工企画室管理課長)

商工企画室主任主査、舘ヶ沢寛でございます。

(商工企画室主任主査)

よろしくお願いいたします。

(千葉商工企画室管理課長)

名簿の最後に載っております角舘でございますが、急用ができませんして欠席させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、設置要領第4の規定によりまして、副部長が委員長となり会議の議長を務めることとなっておりますので、桐田委員長に以後の進行をお願いいたします。

2 協議内容

(1) 検証の進め方について

(2) 概要説明

ア 事案の概要について

イ 検証する課題の整理について

(桐田委員長)

それでは、よろしくお願いいたします。

次第により協議を進めてまいります。

(1)、検証の進め方について、事務局から説明をお願いします。

(千葉商工企画室管理課長)

それでは、資料のナンバー1に基づきまして、検証の進め方につきまして事務局の考えを説明させていただきます。

まず、この委員会の目的でありますがお配りしております設置要領の第1にありますように、山田町が実施した緊急雇用創出事業のうち、23年度の山田町災害復興支援事業と24年度の復興やまだ応援事業につきまして、補助事業者としての県の対応を検証し、事業の適切な執行管理のあり方を検討するものでございます。

本日第1回目の委員会ですが、この後本日も含めまして4回委員会を開催しまして、1月末を目途に報告書という形で検証結果等を取りまとめたいたいと考えてございます。

本日は、まず問題とされております事案につきまして、そもそも緊急雇用創出事業制度というのはどういう制度なのか、その事業の実施の流れはどうなっているのか、その中で山田町が特定非営利活動法人に委託して実施した事業の中身はどのようなもので、その財源としての県の補助金がどのように交付されたのかなど、その概要をご説明させていただき、全体像をつかんでいただきたいと思います。

次に、この事業に対する県のかかわりの中でどういった点が検証していくべき課題になるのか、議論のたたき台となるものを示させていただきまして、これをある程度整理できればというのが本日第1回目の内容として想定しているものでございます。

今月中に第2回目の委員会を開催することにいたしまして、検証していくこととした課題につきましては、疑問点があれば事務局にただしていただきまして、事務局はそれに対し根拠をお示ししながら回答するような形で、事実関係についての確認をしていっていただきたいと思います。それが委員会による意見や評価の前提となるものと思っております。

なお、事務局からの回答だけではご不明な点につきまして、ご協力をいただくという形が前提とはなりますが、関係者から委員が直接お聞きになる、あるいは私も事務局職員が事情を聞いてまいりましてお伝えするということも考えられるでありましょうし、またご希望があれば事業が実施された現地の調査に赴くといったことも検討したいと思っております。

第3回目の委員会は、1月の中旬に開催したいと考えております。ここでは2回目に引き続きまして検証課題について深掘りしていただくのと同時に、事業への県のかかわり方についても議論していただきまして、県の対応が適切だったのかどうかを意見を集約し、評価していただくことを考えてございます。その中で、事業の執行管理のあるべき姿につきましても協議いただけるものと考えております。

第4回目の委員会は、1月の下旬に開催することとし、それまでの議論では不十分だった議題について、今後のあり方も含めて議論していただきまして、取りまとめの方向につきましてもご協議いただきたいと思いますというふうに考えてございます。

目標といたしましては、2月の下旬に報告書を商工労働観光部長に渡したいというふうに考えてございます。報告書は、それまで委員会でご議論いただいた内容を落とし込んでいく形で、文案につきましては事務局のほうで作成いたしまして、委員の皆様から修正意見を頂戴しながら成案を仕上げていきたいというふうに考えております。

最終的には、例年でありますと2月の中旬に招集されます県議会の2月定例会のしかるべき時期におきまして、検証委員会の報告書の内容についてご説明したいというふうに考えております。

以上で検証の進め方についてのご説明を終わります。

(桐田委員長)

ただいまの事務局の説明につきましてご質問ございませんでしょうか。

ご質問がなければ、ただいま事務局が説明いたしました検証の進め方について、特にご意見ございませんでしょうか。

先ほど現地調査も考えているという事務局の説明がありましたが、そういったことも必要だということについては何かご意見ございますでしょうか。

(田口委員)

一度現地を見てみたいというのはありますので。

(桐田委員長)

わかりました。それでは、事務局のほうで委員の皆さん方の日程も調整しながら、現地を調査できるという日程を調整してください。

(千葉商工企画室管理課長)

調整したいと思います。

(桐田委員長)

それでは、検証の進め方については、もちろんこれはきょう一応の目安としてご説明したということですので、今後ご意見があれば委員の皆様方の状況を伺いながら進めていきたいと思っております。

それでは、検証の進め方については当面このような形で進めさせていただきます。

次に、(2)の概要説明、ア、事案の概要について、事務局から説明をお願いします。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

それでは、お手元の資料ナンバー2と、事前に配付しております事業実施要領等のつづり及び資料目次とつけて、ナンバー1からナンバー26までつけております県のこれまでの決裁書類等のつづりをご参照いただきながらご説明を進めてまいりたいと思います。申しわけありませんが、座って説明をさせていただきます。

まず、1番の緊急雇用創出事業制度の概要ということで、よく緊急雇用創出事業と言われておりますこの事業全体のスキームについてご説明いたします。右側の図を見ていただいて、これに基づいてご説明いたします。この事業は、厚生労働省、国が財源を出して、各地方自治体で実施している事業でございます、国から県に対して緊急雇用創出事業臨時特例交付金という交付金が交付されてございます。県はそれを受け入れて基金を造成しております。一旦基金に国からの交付金を受け入れ、プールした形にしまして、それを毎年度の事業に執行しているわけでございます。

事業執行につきましては、県及び市町村でございますが、民間企業やNPO法人等、さまざまな民間団体に事業を委託して、この事業を受託した者が失業者を新たに雇い入れることにより雇用を創出するという、そういった形で事業を進めております。

事業の方法としては、そのほかに県あるいは市町村が臨時職員を雇用すると直接事業実施することも可能となっております。県が求職者を直接雇用するケース、あるいは民間企業に委託をし、民間企業が雇用するケースでございます。同じような形が市町村でもありまして、市町村が事業を行う場合は、県は基金を財源として市町村に補助金を交付しております。補助率は10分の10でございます。

説明の③でございますが、事業は県、市町村が企画した新たな事業で、建設、土木事業でないこと、事業費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合は2分の1以上であること等幾つかの要件を持って実施が可能となっております。

今申し上げた例示しました要件でございますけれども、別冊の資料の実施要領をごらんいただきたいのですが、実施要領の7ページ、要領第5の1、(1)の③、7ページの上のほうにございますが、震災等緊急雇用対応事業、緊急雇用創出事業の中にさまざまなメニューがございまして、現在は専らこの③の震災等緊急雇用対応事業のメニューでもって、県、市町村とも事業実施をしております。この中で示されている委託事業で対象となるものがア、イ、ウとありますが、そのイに建設・土木事業でないこと、アとして都道府県が企画した新たな事業であること、これは後段で市町村が実施する場合は市町村と読みかえるという規定がございます。県あるいは市町村が企画した新たな事業であることが対象の要件の一つ。イとして建設・土木事業でないこと、ウとして失業者を雇用する事業等であることという条件が付されております。

もう一つ、この要領の11ページでございますけれども、要領第13の1、事業計画全体としての要件等の1でございますが、下から2段落目の上、なお書きの上のところですが、事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上であることを要件とするということも大きな要件の一つになってお

ります。

こういった国が示す要領で定められた条件に従いまして、県及び市町村が事業を実施することとなります。

それでは、2に参りまして、市町村が事業を実施する場合は、県から補助金の交付を受けて、それを財源として事業を実施いたします。その補助金に係る手続の流れでございますけれども、お手元の資料の交付要領もご参照いただきながら説明いたします。

まず最初に、交付要領の第4でございます。補助金交付要領第4、事業計画書の提出でございますが、補助事業を実施しようとする市町村は、所管の広域振興局長に事業計画書を提出することとなっております。これを受けまして、この提出を受けた広域振興局長、今回の事案のケースでは沿岸広域振興局の副局長、宮古駐在の副局長がその権限者となっておりますが、交付要領第6に定めておりますように、その事業計画書の内容を審査し、適当と認められる場合には補助金の交付を内定し、内定通知書を交付する。

第7として、内定通知を受けた市町村は、広域振興局長に補助金交付申請書を提出し、交付要領第8でその申請書に基づき広域振興局長は市町村と補助金交付契約を締結することとなっております。これが年度初めに行われる一連の補助金交付に係る手続でございます。その締結した補助金交付契約に基づき、当該年度の事業が進んでまいります。

⑤でございますが、補助金交付契約に基づく契約、事業実施でございますけれども、具体的な契約書の事例を別冊の資料目次がついているもののナンバー1、ナンバーを付しております資料のナンバー1、3枚めくっていただきまして、平成23年度に県と山田町が締結した補助金交付契約書を参考に添付しております。この中の第1、総則でございますけれども、市町村は事業計画書により緊急雇用創出事業を実施する。県は、補助事業に要する経費に対し補助金を交付することとなっております。年度途中で事業内容に変更が生じた場合については第5に定めておりまして、市町村は事業変更計画書を県に提出し、県はその内容を審査し、その結果に基づき補助金交付変更契約を締結することとなっております。一連の事業計画に基づく事業が終了した後、第2に定めておりますとおり、市町村は補助事業が完了した場合は実績報告書を県に提出し、県はその報告書を受理した場合、書類の審査及び必要に応じて実地調査を行って実績を確認することとなっております。ここまでの手続を終えた後、実績確認の結果に基づき、県は補助金を市町村に交付するという流れで一連の事業が終了することとなります。

なお、平成24年度の契約書につきましては、ナンバー21に平成24年度の山田町との交付契約書を添付しております。若干条項の構成順番が入れかわっております

が、基本的な内容は23年、24年度とも同一でございます。

続きまして、資料ナンバー2の2ページ目、では今回検証いただく山田町の実施した委託事業の概要でございますけれども、先ほど委員長から進め方の中でご紹介ありましたとおり、事業名は平成23年度が山田町災害復興支援事業、平成24年度は復興やまだ応援事業という名称となっておりますが、基本的な事業内容は（2）に示しておりますとおり、この内容で2カ年継続の実施となっております。主に災害復旧及び支援に関する事業について項目が列記されております。

委託契約の額及び期間であります。平成23年度は23年6月1日から24年3月31日までの契約で総額4億3,000万円余、平成24年度は平成24年から4月1日からの1年間で7億9,100万円余の契約額でございます。ただし、平成24年度につきましては、24年12月11日以降事業休止、12月25日に全員解雇という状況に至っておりますので、後日山田町から11日以降の事業については契約解除する旨の通知を受託者に送付しているところでございます。

事業の委託先は特定非営利活動法人大雪りばあねつと。、所在地は北海道旭川市で、既に本年5月15日に解散されております。現在破算手続中でございます。

事業破綻の簡単な概要でございますが、平成24年11月28日、NPO法人代表者が委託者である山田町長に事業資金が払底した旨報告をいたしました。善後策を協議いたしました。対応できなく、12月11日から事業休止に至っております。その後、25日に代表者から従業員全員に解雇する旨の通知が発せられました。1月18日、町からNPO法人に契約の一部解除、これは12月11日以降分でございますが、の通知をし、この法人につきましては5月15日、破産手続開始の決定がなされ、それに対し山田町からはこの事業破綻に関し、5月22日、NPO法人代表者を相手とする損害賠償請求が提起されて、現在係争中でございます。

以上が、簡単ではございますが、制度及びこの事業に関する概要でございます。なお、山田町が実施した委託事業の概要につきましては、お配りしております資料の調査報告という、先ほどの事業実施要領等の後についております調査報告を添付しております。これは、山田町が設置した第三者調査委員会からの報告書でございますので、事業の全体像は詳細は不明のままの内容が多々ございますけれども、この中にこれまで起こったこと、確認された事項についてはおおむね記載されているものと考えております。

資料3ページ目、補助金交付契約手続についてでございます。先ほどの事業実施に当たり、県が補助金の契約から変更手続等で事務処理を行ってきた一連の手続について、時系列で記載をしております。個々の内容の決裁書類等につきましては、別冊の資料のほうに資料番号とともにつづっておりますので、それらの決裁書類、添付しております添付資料に基づき、その判断なり書類の受け付け、申請の承認を行

いながら手続を進めてきたものでございます。一部完了確認等における領収書等につきましても、資料の数が膨大になるため添付を省略させていただいております。

以上で説明を終わります。

(桐田委員長)

ただいまの事務局の説明についてご質問等いただけますでしょうか。

はい。済みません、ちょっとマイクをご使用いただければ。

(田口委員)

二点質問なのですが、概要説明の2ページ目の一番上の事業名というところで、平成23年と24年というのが事業名変わっています。中身は同じということなのですが、これはどうして事業名変えているのでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

役場の説明では、平成23年度は復興支援、24年度は復興におけるステージの、徐々に環境が変わりつつあるので、その趣旨をあらわそうとして事業名を変えたというふうに、要は津波直後の緊急的な復興のステージから若干落ちつきを取り戻しながら、生活を取り戻していく方向に向けた事業という趣旨で名称を変えたというふうに伺っております。

(田口委員)

事業的には別の事業と考えていいわけですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

内容的には同一の事業と考えていただいたほうが正しいかと思えます。その理由は、委託先が同一であること、雇用している失業者ですか、雇用した人たちをそのまま継続雇用しているということで、緊急雇用創出事業という性格からすると、これは一連の事業と考えていただいたほうがよろしいかと思えます。

(田口委員)

もう一点、従業員の数が増えた資料というのはどこかにありますか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

資料ナンバー16、一覧でわかるように表示すればよかったですけれども、申しわけありません。資料ナンバー16が平成23年度事業について、山田町から提出され

た実績報告書でございます。この2枚目の裏、4ページ目になりますか、2枚めくっていただいて一覧表のナンバー19の事業です。右側のほうに雇用者数144、わかりますでしょうか。資料ナンバー16、2枚めくっていただいた裏面で、一覧表の中の番号19番、右から2列目が失業者の雇用者数でございます。144名。

24年度事業につきましては、資料ナンバー25、めくっていただいた2枚目に、これは少し早く作業をしたので1事業だけ掲載しておりますけれども、158人となっております。

(桐田委員長)

よろしいですか。

お願いします。菊池委員。

(菊池委員)

平成24年度までしか計画がないということなのかもしれないですけれども、仮に問題発覚するようなことがなければ、25年度以降も続いていくことが見込まれているような事業だったのでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

緊急雇用創出事業、基本的には2カ年の継続で打ち切りというのが基本的なルールでありました。過去の経緯を見ると、結果的にそれが延長されてはきているのですけれども、事前の計画とすれば最長2年という事業計画であったと思われま

(菊池委員)

あと、これ事業、人件費割合が2分の1以上であることが要件ということですが、それ以外は全て、例えば半分人件費確保しておけば、事業の経費として全て使用していいような格好になっているということですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

財産の取得等については制限がかけられておりますけれども、事業の内容、何をやるかにつきましては、先ほど若干説明しましたとおり、県であるとか、市町村が新たに企画した事業であることということが条件。その中で雇用を創出すれば、それに対する助成を認めるという形になっております。

(菊池委員)

その事業の経費というか、人件費含めて、全て補助金で賄われるものであって、事

業の中で例えば利益が上がったりとか、そういうことは想定されないということではないでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

基本的には全て補助金で賄う。ただし、その事業の中で利益が上がった場合、収入が生じた場合については、その分を事業費から、支出額からと言えはいいのでしょうか、控除する、公費での財源補填の対象から除外することとなっております。

資料ナンバー26をごらんいただいたほうが、26の2枚目なのですがけれども、経費支出内訳書という中で人件費以外の経費、めくっていただいて裏面ですが、総所要額合計額から収入、これは預貯金利息ですけれども、これを控除して、残りの額が補助対象額という形になっています。これは、たまたま利息収入しかありませんでしたけれども、何かの販売等を行って収入が発生すれば、それも控除されることとなります。

済みません、一気に説明してしまいましたので、もし説明でわかりにくいところありましたら、ご指摘いただければもう一度説明いたしますので。

(桐田委員長)

委員の皆様にお諮りいたしますが、協議次第に沿って今概要について検討していただいておりますが、次の議題で検証する課題の整理という項目がございまして、この部分については概要に基づいて委員の皆様方から、今回の事案に基づけばこういった検証すべき課題があるのではないかというご意見をもらうのが筋だとは思っておりましたが、委員会を運営する委員長の私的な考えを整理した資料をつけておりますので、それをごらんいただいた上で、さらに概要のほうに立ち戻っていただいたりしながら会議を進めてまいりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

では、ちょっと恐れ入りますけれども、次の協議項目の資料に進めさせていただきます。お手元の資料ナンバー3をごらんください。資料のタイトルは、検証する課題の整理(たたき台)ということでございまして、冒頭に私がお話をしたこの検証委員会での検証する大きなポイントであろうと思っております。1枚目がたたき台として5つの項目を整理いたしました。そして、なぜこれを項目としてリストアップしたかということについては、次の一緒にとじてあります参考資料で、この案件につきまして県議会など県民の方々からこういったことはどうなのだろうというふうに指摘をされている部分を踏まえまして、この5つのたたき台ということを考えて整理したものでございます。

それでは、資料でありますので、まず一旦順番に説明をしてまいりたいと思いません。

たたき台の1番目が23年度補助事業計画の審査でスタートしておりまして、23年度というのが4番までの事業という考え方があります。そして、5番目がそういった23年度事業の中で課題があったのだけれども、24年度事業計画を審査したというような大きな区分けになってございます。

1番目の23年度補助事業計画の審査であります。先ほど概要として事務局から説明があったとおり、県は山田町から事業計画の提出を受け、これを審査し、補助金交付契約を締結した。そして、年度途中で山田町からの申請を踏まえて契約の変更を何度か重ねております。この審査、手続は適正であったのだろうかということでもあります。

それから、2番目が審査を経て事業執行していくわけですが、補助事業の進捗を管理する山田町に対して県の指導は適正であったか。

それから、3番目といたしまして、そういった形で進めてきた23年度補助事業について、山田町から県に対して提出した実績報告、それを県は完了確認を行った。この確認作業、手続は適正であったか。

そして、23年度補助事業の中で御蔵の湯という無料入浴施設がありますが、この御蔵の湯は平成23年12月に設置され、23年度事業の補助対象として認められておりますが、その後25年度に行われた再審査で補助対象外となりました。県が御蔵の湯を補助対象として認めた過程は適正であったのか。また、御蔵の湯の設置計画には県は関与していたのかという、23年度補助事業につきましては計画の審査、その後の進捗管理、そして完了確認、その中でも特に御蔵の湯はどうであったかというのが23年度の課題ではないのかという考えでございます。

5番目が24年度補助事業計画の審査であります。県は山田町から提出された補助事業計画に基づき、24年度事業の継続を認めた。この審査・手続は適正であったのかという文章であります。23年度の進捗管理や完了確認、あるいは御蔵の湯にかかわる県の対応の状況において、この24年度事業の審査がスケジュール的には重なっている部分がございます。そういった中で、そういった中でというのは23年度の補助事業に対する県の対応が適正であったのかどうかというテーマと重なって、24年度、先ほど委員からもご質問あったように、23年度、24年度事業、同一のものかということがありましたが、24年度の計画をした審査、手続は適正であったのかというようなかかわりとして、5番目の項目として整理しております。

このことについて、5項目を提起した意図はどういう意味かとか、あるいはさらにこういった項目もあるのではないかと、そういった視点でもって各委員のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ、お願いします。

(田口委員)

御蔵の湯の補助対象事業や再審査について、もう一度説明をお願いします。

(桐田委員長)

それでは、事業の概要に立ち戻りますので、事務局から御蔵の湯についての概要の説明をお願いします。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

先ほどの資料ナンバー2の4ページをごらんいただきたいのですが……済みません、5ページをごらんいただきたいと思います。カレンダーの順に話を進めると、5ページの下から3つ目の項目、補助金交付契約の一部解除とありますが、24年12月11日の事業休止で問題が発覚し、それ以降、この県に関するさまざまな調査であるとか、追跡が始まっております。それで、最初に県のほうで手をかけたのは、これは町も同じですけれども、まだ事業進行途中、年度進行途中である24年度の内容精算を最初に行っております。それは、この5ページの下、補助金の確定の欄ですけれども……

(「資料はどれですか」という主旨の発言)

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

資料ナンバー2でございます。資料ナンバー2の5ページであります。

24年12月に問題が発覚し、当該年度のまずけりをつけるということで、年度末25年3月13日に町から実績報告の提出を受け、それ以降、3月31日までの間に実績確認等の作業を進めて、出納整理期間も含めて最終的に5月24日にこの補助事業に関する補助金の支払い、返還等、一連の手続を完了させました。

その次に4ページに戻っていただきたいのですが、4ページの一番下、補助金の再調査、これは平成23年度事業に係る県の対応でございますが、先ほどの24年度の精算をすっかり終えて、その後に、既に完結はしていたけれども、平成23年度もさまざま気がつかなかった問題点があるであろうという推定のもとに再度確認作業をその後に始めたということでございます。6月10日に具体的な確認作業に着手して、最終的には25年10月7日にその再確認の結果を山田町に通知して、一部補助金、23年度分についてもさかのぼって補助金返還の必要が生じているということでございます。

(桐田委員長)

菊池委員、どうぞ。

(菊池委員)

4番の御蔵の湯のところで、御蔵の湯を補助対象として認めた過程は適正であったかということなのですけれども、認めたというような行為というかに当たる部分というのはどのあたりになってくるのでしょうか。審査を認めたところなのか、変更契約等なのか、あるいは完了確認なのか、いずれもなのか、そういったところです。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

この内容につきましては、まず計画が出てきた時点でございますけれども、資料ナンバー5の最後のページです。最後のページにこの事業に係る事業計画書をつけております。よろしいでしょうか。この中の積算内訳の人件費以外の経費にレンタルリース費というものがございます。この経費の中に公衆浴場のリース料が含まれていたということであります。

そのほかには、完了確認ですが、資料ナンバー17、完了確認調書の次のページ、めくっていただいて2ページ目以降です。資料ナンバー17の2ページ目以降ですけれども、ここにつけている資料2枚は、実は県の書類ではなくて、山田町に対する情報公開請求で現在公表されて、さまざまな場面で資料として提示されている内容なので今回も使わせていただきましたけれども、県の情報公開ではないので個人の印鑑は黒塗りさせていただきました。これは、この御蔵の湯に関する完了検査で、県と町との間でやりとりがあったものを山田町が記録していた書類です。2枚目の資料の要旨の2つ目の県のところです。済みません、最初の県のところです。御蔵の湯に関して一旦、担当者の見解ではありましたが、補助対象外になるという趣旨を伝え、最終的には、これは県議会でも何回か取り上げられて、担当者段階での見解が町側に伝わったものという説明をしてきておりますけれども、最終的に宮古地域振興センターの内部で副局長以下で検討して、結果的にこの事業については、先ほどの次のページの裏面、表題が御蔵の湯整備に関する確認事項という資料があると思います。資料ナンバー17の3枚目の裏面でございます。御蔵の湯に関して山田町からこの資料のような回答、説明を受け……よろしいでしょうか、資料ナンバー17の3枚目の裏面。御蔵の湯整備に関する確認事項という県からの問い合わせに対する山田町からの回答、説明を受け、こういった内容であれば緊急雇用創出事業の要件を満たすこととして補助対象とし得るという判断をして、完了確認を終えたところでございます。関係資料で添付されているのは以上です。

なお、先ほどの事業計画書のほかにも、その後の変更の中でもリース料の増額の

中に公衆浴場設置に係るリース料が増額して含まれております。

(桐田委員長)

どうぞ。

(菊池委員)

課題の整理なのですけれども、1、2、3、5あたりは総論のような話に見えて、4番が特別御蔵の湯というものに焦点を当てているわけですが、いろいろ不適正なものがあるけれども、4番の御蔵の湯というのが特に大きいので特出ししているというようなイメージでよろしかったのでしょうか。

(桐田委員長)

はい、考え方はそうです。

小原委員、どうぞ。

(小原委員)

資料ナンバー19の最後から2枚目のところですか、震災等緊急雇用対応事業採択チェックリストということで、山田町の災害復興支援事業のチェックリストがついておりますけれども、この中の一番……

(桐田委員長)

ちょっとお待ちください。皆さん、大丈夫ですか、チェックリストのところ、よろしいですか。

はい、済みませんでした。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

資料ナンバー19の4枚目。

(桐田委員長)

済みませんでした。お願いします。

(小原委員)

これが適否で丸がついておりますけれども、下から2つ目のところで財産の取得制限に抵触するようなものが積算に含まれていないかということで、1件50万円以上の財産は取得することができない。なお、基本的にはリースあるいはレンタルと

することということで、財産の取得は補助対象外にはなるけれども、リースあるいはレンタルということであれば了という理解でよろしいですね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

その点についてご説明します。

別冊資料の事業実施要領です。別冊資料、最初の事業実施要領の12ページの次、ページをつけていませんでしたけれども、実施要領のくくりの一番最後のページをごらんいただきたいと思います。この事業実施要領は、非常に広範囲な事業を対象とするということで、余り事業の内容について細々とした規定は設けておりません。そういった詳細部分は厚生労働省が発出するQアンドAという形で統一されております。その中で、要領上は第15で財産の取得を制限しておりますけれども、これに対するQアンドAとして、どうしても事業実施上必要な場合についてはリースあるいはレンタルで対応としてくださいという回答が出されておりました。よく一般的に使われるものとしてはパソコンであるとか、事務用の什器類、机とかから始まってさまざまなもの等については、リースあるいはレンタルという方法がとられております。それは認めているものです。

(小原委員)

そうしますと、御蔵の湯については、リースそのものが問題ということではなくて、それ以外の問題ということで補助金の返還という事態になったという理解でよろしいですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

それでは、後日、その点については資料を追加したいと思いますけれども、この問題が発覚して以降、我々のほうでもさまざまところ、関係者等に聞き取りに行ったり、書類上で調査をしたりしてまいりました。先ほどお示ししましたように、山田町からいただいた説明は、リースであるという説明でありましたけれども、問題発覚後の調査をしたところ、実際この御蔵の湯の整備に当たった建設会社への聞き取りに行きましたところ、NPO法人から発注を受けて建設をしたもので、リース会社の存在については全く承知していないという説明を受けております。

なお、このリース会社につきましては、その他さまざまリース契約をこの事業の中でNPO法人、受託者と結んでおりましたが、架空のものであったという、調査の結果でこれは架空のものだ、存在しないリース契約書だというものが多々発見されたことから、先ほどの聞き取り調査の結果とあわせて、リースという取引は存在しなかったという判断をして、御蔵の湯に係る全ての経費を補助対象外にしました。

(桐田委員長)

はい、お願いします。

(西出委員)

きょう第1回目ということで、検証の進め方の協議というところが書いてあります、議題の中で。それを踏まえて申し上げたいと思います。

課題の整理につきましては、これ以上ふやす、ふやさないということに関して特に意見はありません。ただ、今後行っていく際のお願いといたしまして、やはり一つ一つに対して何に基づいて、どのような視点から、例えば具体的にこのような指導が必要であったとか、審査をすべきであったとか、手続をするべきであったとかというところの根拠がわかる情報をいただきたいなと思います。それに基づいて一つ一つ議論ができるようになれば、よりわかりやすくなると思います。

もう一つは、その際に、若干重複しますが、やはり論点といいますか、前提ですよ。ですから、このような議論をしなければならぬ前提として、例えば本来このようにやらなければならないことをやっていなかったのではなかろうかというあるべき姿というものが多分暗示されていると思うのです、この裏には。それをやはり具体的に可視化して、皆さんと共有した上で議論を深めると、かなり緻密な深掘りの話ができると思います。やはりこうあるべきであったところをこうしていなかったのではないのかというところが裏に暗示される批判としてあると思うのです。そこを踏まえた上で5つの論点を議論していく。そして、その議論のために必要な根拠情報というものを、こちらもちろんあることはわかっているのですが、その辺うまく整理しながら次回の会議につなげていただければ、2回、3回、4回における検証がより深くできるのではなかろうかと思っています。意見でございます。

以上です。

(桐田委員長)

ありがとうございました。わかりづらい資料だったのかもしれないので、今西出委員からお話しのあった、より議論しやすくなるような資料については速やかに整理をして提供したいと思います。

それぞれの委員の方々がお持ちのその専門的な知見から、こういった資料があると物差しがより明らかになって判断がしやすくなるというような、そういった情報のさらなる提供という視点でご意見があればお願いいたします。

はい、お願いします。

(田口委員)

岩手県は、山田町に対してどこまで権限があったのだというのが一点です。

あと、数字のデータを示していただきたいと思っています。

もう一点、検証の課題なのですが、今後こういうことが二度と起こらないようなための方策も検証の課題に加えていただけるとありがたいと思います。

(桐田委員長)

田口委員、ちょっと確認ですけれども、数値のデータという言葉がありました。例えばこんなものというようなデータはございますでしょうか。

(田口委員)

先ほど少しお尋ねしたのですが、裏のほうに若干数字は出ているのですが、御蔵の湯に対してどれだけお金がかかって、リースではないとそのお金は一体どこから出たのだろうと。何億円かかかっていると思うのですがけれども、その金額は一体どこから出たのだろうという疑問があり、そういうお金の流れがわかるようなデータが欲しいと思います。

あと、雇用対策ですので、一体どこにどれぐらいの人数が雇用されたのだろうかということですね。

(桐田委員長)

今の田口委員からの申し出については、事務局では何かコメントありますでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

お金の流れ、個別のものについては、もう一度精査いたします。全体的なお金の流れにつきましては、資料ナンバー2の一番最後のページですけれども、最後の2枚ですね、資料ナンバー2の後ろ2枚に参考としてつけておりましたけれども……

(桐田委員長)

別冊でなくて。済みません。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

手続の流れとあわせて一部前金払い等でお金が払われているものはここに若干記載をいたしました。ちょっとほかに表示したほうがいいようなものを検討して、追

加はしたいと思えます。

県と山田町の関係につきましては、補助金の支払い、23年度は全て精算で支払いをしております。24年度は、一部前金払いをしておりましたが、それは最終的な精算で、前金払いが過多ということになったので、それが年度末に1億ほど返還という形になりました。ですから、県と山田町の関係においては、県が補助対象と認められた範囲内で山田町に補助金が交付されているということです。なお、23年度は、今ちょっと途中経過のものはございます。

山田町と受託者であるNPO法人との関係におきましては、23年度はもちろん事業を完了してございましたので全額NPOに払われておりますし、24年度につきましては先ほどの資料にも記載してございましたけれども、全額年度途中で前金払いという形で4回に分けて支払いされております。ですので、最終的に7億9,000万円余の事業のうち、5億ぐらいが補助対象外になったわけですけれども、それらは最終的に山田町の持ち出しと、自主財源でそれを賄う結果となっております。

この事業全体について、お金の流れという点でさらに説明しますと、NPO法人が全体でどれぐらいのお金を使ったかということはいまだ明らかになっておりません。先日、9月の末ごろでしたか、破産手続の債権者集会、債権の届け出された額を見ますと、山田町から受け取って、それを全額使って、そのほかになお2億ぐらい、それを上回る額として2億ぐらいの債権の届け出が出されているということで、大雪りばあねっと。からどういうふうにお金が出たか、使われたかというところは、全容は明らかにはされておりません。

以上です。

(桐田委員長)

五月女委員、どうぞ。

(五月女委員)

確認ですけれども、検証する課題の整理の中で、手続が適正であったかですとか、例えば御蔵の湯のところで県が御蔵の湯を補助対象として認めた過程は適正であったかと、そういった事実関係を確認するような論点になっておるのですが、事実関係を確認する上でのベースとなる資料というのは、本日お配りいただいた資料2ですとか、参考資料が基本的にベースとなって、それ以外の情報というのは基本的には新規のものは余りないというか、ここからあくまで判断していくということになるのかというのがちょっと気になりまして、あくまで事実関係がはっきり、どの事実関係をベースに議論するのかとか、資料をベースにするのかというのがないとなかなか議論が深まらないのかなと思いましたので質問した次第です。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

事業計画の審査、あるいは進捗管理、完了確認、1から3に関する事項及び5に関する事項は、お配りしている資料がほぼ全てとさせていただいて結構です。3番の完了確認につきましては、お出ししていない資料がございます。それは資料の量が非常に大きくなる、領収書であるとか、給与の支給明細であるとか、そういったものであったために一応添付はしませんでしたけれども、それ以外はお配りしている資料に基づいてということになるかと思います。

御蔵の湯につきましては、再度我々のほうで持っている資料なり、実際過去の経緯において作成された資料があるかを確認して、それらについては再度提供したいと思います。

(桐田委員長)

どうぞ、岩淵委員。

(岩淵委員)

同じような話になるかもしれませんが、例えば御蔵の湯なら御蔵の湯でいいのですが、この流れの中で例えば最初の契約だと、資料ナンバーの5ですが、変更前レンタルリース料1,500万円になっていて、変更後が4,740万になっているのが23年7月28日の変更契約なのですけれども、これが当初の1,500万自体もそういう御蔵の湯のだったのか、というあたりがちょっとわからなかったのですけれども、これがどんどん、どんどん大きくなっていったと思うのですけれども、そういうお金の流れとか契約の流れのフローと同時に、そういう御蔵の湯の計画がではどうなっていたのだとかというあたりがないと、ちょっと全体像がわかりにくいのかなと思いましたので、そういうのもあればいいのかなと思いました。

ついでにお伺いしたいのですが、当初契約の1,500万でレンタルリース料があったのは、当初から御蔵の湯をつくるという目的のレンタルリース料だったのかというのが、この事業計画書だけだとわからないのですけれども、そうだったのかというあたりがわかれば知りたいと思います。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

詳細は、後日ほかのものも含めて提出しなければならない資料を確認の上出したいと思います。

資料ナンバー5を再度ごらんいただきたいのですけれども、資料ナンバー5の3枚目の裏と次のページ、別紙4が変更後と変更前で2つ、2枚、2ページついてい

ると思います。資料ナンバー5の3枚目の裏と次のページです。これまで確認してきている内容で、御蔵の湯がこの変更で入ったという説明を町から受けている理由、理由というか、内容は、まずこの事業内容の欄ですけれども、上から4つ目の事業内容という欄がありますが、一番最後、被災者支援事業に関することという項目が追加されております。この被災者支援事業に関することが無料入浴施設の設置であると、それを表現したものだというふうに聞いております。済みません、1,500万ではありませんでしたね。1,500万がレンタルリース費4,740万になったと。この増額の要因の中に公衆浴場のリース費が入っているという説明でございました。

あとは、その他につきましては、資料を一括整理した上でご提供したいと思いません。

(小原委員)

一連のナンバー1からいろいろ支出関係の資料がついておりますけれども、そのコピーがちょっと不鮮明で、決裁権者がどこで、誰が押しているかというようなところが、押してあるのか、押していないのか、そこら辺もちょっと不鮮明なところもありますので、そこら辺わかるように整理していただければと思います。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

わかりました。ちょっと対応方法を考えます。

(桐田委員長)

寺本委員、どうぞ。

(寺本委員)

いろいろご意見いただいております、進め方として恐らくテーマごとに即したような資料の整理ということなのかなと思いますので、次回そういう形を行いたいと思います。

もう一つ、田口先生の中から、今後の方策についても課題としてというお話ありまして、実はこの検証の進め方の中で、3回目のところに検証を踏まえた事業の執行管理のあり方というふうには書いていまして、3回目、4回目で特にピックアップするということで、イメージは5つのテーマの中から今後に生かせるものとか、反省してやらなければならないものはピックアップして、それはそれでまとめていくということで考えているという、そういうことでございますね。別途にということではなくてと。そういうことをご理解いただければなというふうに思います。

(桐田委員長)

検証、課題の整理という形で、どういうポイントを議論していかなければならないのかということ、委員長としての立場から提示をしております。ただ、非常に簡潔に書き過ぎているので、テーマそのものは漠然としたイメージはお持ちいただけたかと思いますが、実際に検証する際にはお手元にお配りしてある資料をどう読み取るかという部分もありますので、先ほど事務局及び寺本委員から話がありましたように、よりわかりやすい、皆様方、課題の整理として提示されている部分についてどう切り込んでいけるかという資料は整理をして出していきたいと思っております。

さらに、そういった検証を深めるために必要な情報とか、あるいは視点などについてのご意見をいただければ幸いです。いかがでしょうか。

はい、お願いします。

(西出委員)

あと、追加的に情報として入手できるのであればいただきたいなと思うのが1つあって、それを大きなファクターとして使うかどうかは別なのですけれども、やはりこのような遡及的な話を進めていくとどうしても、これもできるのではなかったのか、あれもできるのではなかったのかとか、かなり過去のことを今から見るがゆえに厳しい、もしくは過剰な、もちろんそれは大事なことですけれども、その辺がバランスを持ってどう判断できるのかできないのかというのは1つベンチマークとして持つことが重要だと思うのです。ですから、そういう意味で今申し上げたいのは、一般というのもおかしいのですが、例えば近隣の県さん等々でも同様なこのような事業を行っているわけだと思うのです。ですから、そういうところが具体的にきょう論点、抽象的な論点ではありますが、審査、手続、指導、この事業のプロセスの中でどのように適切に行われたかを見ていく、かなり細かい話が出てくると思うのです。そういう意味では、相場観というものを少し判断する上でも、他の自治体さんのところ、他の都道府県さんのところでこのようなケース、ある、ないはかかわらず、一般論としてどのように動きを持って取り組んでいるのかということ、これをひとつ参考にできないかなと思っている次第なのです。ですから、くどいようですが、もちろんそれが一つの絶対的な尺度になるということは全く考えておりませんが、何らかの参考情報としてそういうのもあると、いわゆる実務的な相場観ですか、そのようなものもわかるのではないかと考えているのです。したがって、用意できるようなことであるならば、ぜひ他の状況等についても情報をいただければと思います。

以上です。

(桐田委員長)

今の件、事務局で何かコメントありますか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

他県に照会して提供したいと思います。

(桐田委員長)

今西出委員からお話がありました、県としてあれもこれもできたのではないかというご意見出てくるかと思えます。その場合に、県は何に向かってあれもこれもするかといった場合に、今回の事案の登場人物であります山田町、あるいは受託者としてのNPOという、三者があるわけなのですけれども、例えばあれもこれもやられるという立場の市町村の側の対応として、何か検討するに当たって素材として提供していくべきなものというのがありますでしょうか。五月女委員さん、市町村課として何かそういった参考になるような資料提供、我々するものがあれば、助言いただければ幸いです。

(五月女委員)

ちょっとすぐには、こういったものとなかなか思い浮かばないところなのですが、今回のやりとりの中で、この中でもありますとおり、山田町さんと県とのやりとりをしていく中で、どういったやりとりがあったのかとか、そこでどういったやりとりをすべきだったのかみたいところが多分重要になってくると思うのですけれども、そういった中で私も市町村課の立場としてももう少し情報があればいいなと思ったのは、こちらの資料の中にも入っていますけれども、市町村への助言を行った際の資料というか、記録というのが載っておりますけれども、これで一通り全て載っているのだと思うのですけれども、私の立場で県と市町村とのやりとりのあり方というか、判断するに当たっての資料というのが今ここでいただいているものだけから判断するものなのか、それともこれ以外にそういったやりとりがあったようなものがあるのかどうかとか、そういったものが一番気になっているところでして、その辺の市町村とのやりとりがどんなふうに行われたというのが基礎資料としてまずあれば、さらに議論ができるのではないのかなと思いますけれども。

(桐田委員長)

ありがとうございます。

菊池委員さん、法規的な面で何か我々が提示しなければならないような資料がありますでしょうか。

(菊池委員)

今のところだと、先ほどちょっとお話、西出委員のほうからありましたけれども、その判断の時々に情報、これこれの根拠として動くとか、そういうものを一度整理していただければ、それを見てまた判断できるかなというふうには思っていますので、またそこを見て、根拠はこれなのかなとかと疑問が出てくれば、また伝えたいと思いますので。

(桐田委員長)

今までご意見伺ってまいりました中で、県が行った例えば申請手続は適正であったかというような問題を提起、課題を整理して提示いたしました。根拠とか、実際の手続の詳細とか、そういったものをさらに整理をしてご提供したいと思っておりますし、国の事業でありますから、ほかの都道府県でどのようにやっているかということも一つの参考にしたいということでありましたので、そういったところを中心に整理をしたいと思っております。

あと、資料が膨大であって、この資料は何のためについてあるのかというような疑問もあるかと思いますが、個別に質問など受けながら、解説というか、そういった説明もすることについてはやらせていただきますので、声をかけていただければと思います。

それから、田口委員から課題の整理の中の6番目として、補助金執行のあり方という提示もあって、寺本委員から委員会の進め方の中でのテーマとして設定してありますということでも意見もありましたが、検証する課題の整理は全て書けといった場合は、6番目として補助金執行のあり方というの、検証委員会のテーマということで設置要綱にも書いてありますので、改めてそういった意識でいるということは補足しておきたいと思っております。

あと、岩渕委員のほうから追加の資料については何かございますか。

(岩渕委員)

さっき御蔵の湯なら御蔵の湯の計画に入ってきた経緯とかがわかればわかりやすいのではないかという話をしたのですが、多分五月女委員の話とダブっていて、その辺というのは結局市町村とのやりとりの中でわかってくるところだと思うので、そのやりとりがある分は整理しておいてもらえば、次からきっとその辺も論点になってくるのかなと思いますので、どういうやりとりがあったかというあたりが1つのポイントにもなると思うので、そういうのがあれば、さっきの発言とダブるかなと思っていました。

(桐田委員長)

ありがとうございます。

小原委員さんはどうですか。

(小原委員)

基本的には、ざっと眺めてみたのですけれども、いわゆる金額要件の1億5,000万円未満の案件なのか、それを超えるものかによって決裁権限とかが変わってきますので、先ほど押印がよく見えないというのは、そこら辺が決裁権限に基づいた決裁者がちゃんと決裁をしていたのかどうかというような確認する上で、やはりもう少しここは押印してあるのか、していないのかというところは重要なポイントになってくるのかなというようなことで確認したかった点です。

(桐田委員長)

資料請求とか補充の解説とかという意見がいろいろ出てまいりましたけれども、事務局のほうで、何かその辺について確認しておきたいこととか、今後の方向について委員との間でやりとりしておかなければならないようなことがあれば願います。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

今の段階では特にありません。

(桐田委員長)

これも委員長としての提案になりますが、冒頭、資料ナンバー1でお示した委員会の開催は、それぞれの委員さんのご都合もあってこうやってお集まりいただくのは限られた回数になると想定されます。そういった中で、事務局と委員さんとの間でご都合のいい時間をうまく見つけて、個別に意見交換をする場面は用意したいと、用意というか、お願いしたいと思いますし、そういったその都度個々の委員さんとやりとりした内容につきましては、ほかの委員さんにも情報共有という形でご提供して、あたかも議論が回数以上に進んでいるような作業も必要だろうなと思っておりますが、そういうような進め方をさせていただいてもよろしいでしょうか。それでは、やり方工夫しながら、会議と会議の合間にもいろいろご協力をいただいております。その都度資料についてもご要望いただければ提供してまいりたいと思います。

今会議の次第では、事案の概要とその検証する課題の整理と重なり合いながら、あ

っちを行き、こっちを行きという形で議論してまいっていますが、どちらでも構いませんが、そのほかいろいろとご質問やご意見があれば、さらに承ってまいります。

結果的に十分な情報を提示できなかったという点はおわび申し上げますが、きょう協議していただきました検証の進め方と事案の概要、検証する課題の整理について、きょう時点の状況については十分ではなかったと思いますけれども、共有できたというふうに認識してよろしいでしょうか。さらに補充の資料提供してまいります。こういった形で今後進めていってよろしいか、ちょっと確認をさせていただきますが。

はい。

(西出委員)

まことにくだいようなのですが、要はこの5点を限られた委員会の回数の中でどのように当てはめてやっていくのかという話、それからやるときにどのような手続、手続ではないですね、どのようなルールでやっていくか、要は第1の課題については何分、時間まではいいでしょうが、どのような資料に基づいて、今まで言った話と一緒にすけれども、それについてもっとより具体的にどのようなところが議論としてするべきなのかをより掘り下げて提示していただけると、かなりスピーディーに、なおかつ掘り下げて議論ができると思うので、2回目以降の会議のやり方ですよね、そこをぜひとも工夫をしていただいて、いかに時間を節約して、より深い議論ができるかと、そういうことをご検討いただきたい。資料の持ち方、それから会議の実施の工夫の仕方、その辺をぜひともいま一度検討いただいて第2回目に臨んでいただきたいと思います。

以上です。

(桐田委員長)

西出委員さんから貴重なご意見いただきました。

そのほか、ほかの委員さんはいかがでしょう。

それでは、西出委員さんからお話あった、短期間の話でありますから我々しっかり、進め方、資料提供をしっかりやっていきたいと思います。

それでは、協議については以上で終了したいと思います。次回少しねじを巻いていきたいと思います。

3 その他

(桐田委員長)

それでは、次回以降の進め方についてもお話がありましたが、協議内容とは別にそのほか、委員の皆様方から何かご意見があれば承りますが。

はい、どうぞ。

(田口委員)

追加的で申しわけないのですけれども、沿岸広域局の意見や反省点というのはどこに入っているのでしょうか。それは今後の問題なののでしょうか、それともこの資料の中に入っているのでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

その点は今後の問題という、今回の事案を踏まえて沿岸広域局でどうこうするという内容の資料はこの中には入っておりません。ただ、次回の資料追加の際に、県として今回の事案を踏まえて、ことし3月に市町村に通知した留意点についての文書は追加したいと思います。

(桐田委員長)

そのほかよろしいですか。

はい。

(岩渕委員)

もしかしたらばですが、そういう時間的なものもある中で、今田口委員さんからもお話があった発言を鑑みれば、今段階での原課さんというか、商工労働観光部さんというか、そちらのほうでの問題点の認識のような、こういう問題があったのではないかというようなのがあれば、それもあったほうが進めるときに意見の幅が広がるかなという、そういうものがあつたほうが議論しやすいのかなという気がしました。そういう問題点みたいなものたたき台でいいのですが、現状におけるそういうものがあつたほうが次に進めやすいのではないのかなという気がしましたので、ちょっと検討していただければと思います。

(桐田委員長)

その点は、私どももこの1回目の会議に出すか出さないかというのは悩んだところでありまして、委員の皆様方に予断を持っていただかないほうがいいのかなということで、一旦真っさらな状態からスタートしたほうがいいかと思ひまして、それは今回は控えましたが、おっしゃるとおり商工労働観光部の補助事業の中で当事者がどういう意識で取り組んだかという考え方は検証の大きなポイントだろうと思ひ

ますので、次回以降整理して提示していきたいと思ひます。

そのほかございますでしょうか。それでは、協議内容という議題については以上で終了したいと思ひます。

それでは、あと続いて事務局お願いしします。

(千葉商工企画室管理課長)

ご協議ありがとうございました。その他ということ、次回の委員会の日程等についてご連絡したいと思ひます。あらかじめ委員の皆様のご都合をお聞きいたしました結果、12月20日金曜日の午後3時から開催させていただきたいと思ひます。場所ですが、隣の盛岡地区合同庁舎8階、講堂Bという会議室です。これは、改めて文書のほうでご案内いたしますので、よろしくお願ひいたします。

4 閉 会

(千葉商工企画室管理課長)

それでは、本日の検証委員会はこれを持ちまして閉会といたします。本日はありがとうございました。